

第75回 税理士試験

〔 国税徴収法 〕

解答速報

第75回 税理士試験 国税徴収法

Z-75-H [第一問] 問題

〔第一問〕 - 40点 -

問1 (20点)

次の(1)～(3)について、簡潔に説明しなさい。

- (1) 交付要求と参加差押えの効果及び効力の異同
- (2) 差押財産の換価(取立てを除く。)の方法
- (3) 申請による換価の猶予における申請書の補正及びみなし取下げ

問2 (20点)

次の(1)及び(2)の間に答えなさい。

- (1) 国税徴収法には相続があった場合の差押えに関する規定が設けられている。当該規定の趣旨及び概要について説明するとともに、同規定の制度的保障として相続人に認められる請求権について説明しなさい。
- (2) 次の〔設例〕において、Xの納税義務を承継する相続人の承継税額及び納付責任額について、理由を付して答えなさい。

なお、延滞税について考慮する必要はない。

〔設例〕

1 Xは令和5年分の申告所得税及び復興特別所得税1,200万円を滞納していたところ、令和7年11月20日に死亡した。

2 Xの遺産は、甲不動産(評価額:5,000万円)、乙不動産(評価額2,000万円)、丙銀行の預金(500万円)及び丁銀行の預金(600万円)である。

なお、各財産には抵当権等の担保権の設定はない。

3 Xの死亡当時、Xの親族には、妻A、実弟B、長男C、次男D、長女E及びXの死亡前に死亡していた三男Fの妻G、FとGの子であるH及びIがいた。

4 令和7年12月25日、EはXの相続について家庭裁判所に相続放棄の申述をし、受理された(なお、他の相続人による相続放棄や限定承認はされていない。)

5 令和8年1月8日、相続人間で遺産分割協議が成立し、Xの遺産については、次のとおり相続されることになった。

なお、Xによる遺言はない。

相続人	相続財産	評価額
A	甲不動産	5,000万円
C	乙不動産	2,000万円
D	丙銀行の預金	500万円
H	丁銀行の預金	600万円

Z-75-H〔第一問〕解答

問1

(1) 8

交付要求：強制換価手続が解除又は取り消された場合においては、交付要求は、消滅時効の完成猶予及び更新を除きその効力を失う。

参加差押：参加差押に係る財産につきされていた滞納処分による差押えが解除されたときは、その参加差押（不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶について2以上の参加差押があるときは、そのうち最も先に登記されたものとし、その他の財産について2以上の参加差押があるときは、そのうち最も先にされたものとする。）は、一定の時期にさかのぼって差押えの効力を生ずる。

異同：①交付要求の場合は、先行差押の解除又は取消により失効するのに対し、参加差押の場合は、先行差押の解除等により差押の効力発生又はみなし参加差押の効力発生が見られる。

②上記①により、参加差押えの場合は、動産等の引渡しを受けられるが、交付要求の場合はこのような効力はない。

③参加差押の場合は、換価の催告ができるのに対し、交付要求の場合は、このような効力はない。

(2) 8

1 公売

① 税務署長は、差押財産等を換価するときは、これを公売に付さなければならない。

② 公売は、入札又は競り売りの方法により行わなければならない。

2 随意契約による売却

次のいずれかに該当するときは、税務署長は、差押財産等を、公売に代えて、随意契約により売却することができる。

①法令の規定により、公売財産を買い受けることができる者が一人であるとき、その財産の最高価額が定められている場合において、その価額により売却するとき、その他公売に付することが公益上適当でないとき認められるとき。

②取引所の相場がある財産をその日の相場で売却するとき。

③公売に付しても入札等がないとき、入札等の価額が見積価額に達しないとき、又は売却決定を取り消したとき。

3 国による買入れ

国は、公売に付しても入札等がないとき等に該当する場合において、必要があるときは、その直前の公売における見積価額でその財産を買い入れることができる。

4 一括換価

税務署長は、相互の利用上差押財産等を他の差押財産等（滞納者を異にするものを含む。）と一括して同一の買受人に買い受けさせることが相当であると認めるときは、これらの差押財産等を一括して公売に付し、又は随意契約により売却することができる。

5 譲渡担保財産の換価の特例

買戻権の登記等がされている譲渡担保財産でその買戻権の登記等の権利者が滞納者であるときは、その差し押えた買戻権の登記等に係る権利及び譲渡担保財産に対する滞納処分の規定により差し押えたその買戻権の登記等のある譲渡担保財産を一括して換価することができる。

(3) 4

申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた当該申請者は、通知を受けた日の翌日から起算して20日以内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなければならない。この場合において、当該期間内に、これらをしなかったときは、当該申請者は、当該期間を経過した日において当該申請を取り下げたものとみなす。

問2

(1) ①趣旨及び概要 5

相続人の権利の尊重

徴収職員は、被相続人の国税につきその相続人の財産を差し押える場合には、滞納処分の実行に支障がない限り、まず相続財産を差し押えるように努めなければならない。

相続があったときは、相続人が相続の放棄をしなければ、被相続人の納付義務が承継され、財産も承継される。被相続人の国税は、被相続人の財産であった相続財産から徴収するのが条理に適合しており、また、通常相続人の固有財産の方が相続人の生活や営業等と密接な関係があるため、納付義務を承継した相続人（納税者）に与える苦痛も少ないと考えられているからである。

これは、相続財産から差し押さえるべき旨の訓示規定を設け、相続人の権利の保護を図ろうとしたものである。

②差押換の請求 5

次のすべての要件に該当するときは、その相続人は、税務署長に対し、その財産の公売公告の日（随意契約による売却をする場合には、その売却の日）までに、その差押換を請求することができる。

- (1) 被相続人の国税につき相続人の固有財産が差し押えられたこと。
- (2) 相続人が他に換価が容易な相続財産で第三者の権利の目的となっていないものを有しており、かつ、その財産によりその国税の全額を徴収することができること。

(2) 1. 納付義務の承継 2

- ① 相続があった場合には、相続人又は相続財産法人が納付義務を承継する。
- ② 相続人が2人以上あるときは、各相続人は、民法の規定により按分して計算した額の国税の納付義務をそれぞれ承継する。
- ③ 相続人が2人以上ある場合に、相続によって得た財産が承継税額を超えている相続人は、その超える額を限度として、他の相続人の承継税額を納付する責めに任ずる。（納付責任額）

2. 承継税額 3

①	配偶者 A	1,200 万円	×	2 分の 1	=	600 万円
②	子 C	1,200 万円	×	6 分の 1	=	200 万円
③	子 D	1,200 万円	×	6 分の 1	=	200 万円
④	孫 H	1,200 万円	×	12 分の 1	=	100 万円（代襲相続）
⑤	孫 I	1,200 万円	×	12 分の 1	=	100 万円（代襲相続）

3. 納付責任額 5

(1) 相続財産の価額

①	配偶者 A	5,000 万円
②	子 C	2,000 万円
③	子 D	500 万円
④	孫 H	600 万円

(2) 納付責任額

①	配偶者 A	5,000 万円	－	600 万円	=	4,400 万円
②	子 C	2,000 万円	－	200 万円	=	1,800 万円
③	子 D	500 万円	－	200 万円	=	300 万円
④	孫 H	600 万円	－	100 万円	=	500 万円

子の E は相続を放棄しているため相続人とならない。

子の F は X の死亡前に死亡しているため、孫の H および I が代襲相続となる。

Z-75-H [第二問] 問題

[第二問] - 60点 -

次の〔設例〕において、以下の各問に答えなさい。なお、土日、祝日等は考慮する必要はない。また、滞納処分費及び附帯税について考慮する必要はない。

〔設例〕

- 1 Xは、絵画の小売業を営む個人事業者であり、画廊を経営していた。
- 2 令和元年7月12日、Xは美術品の卸売を営む株式会社Aの代表取締役であるBと知り合い、株式会社Aに300万円の出資をし、対価として同社の株式を100株取得した。
この時、株式会社Aの総発行済株式数は700株、総資産額は3,000万円、総負債額は900万円であった。
- 3 令和4年12月25日、Xは経営する画廊を閉店し、Bからの誘いを受けて令和5年1月10日に株式会社Aの取締役に就任した。
- 4 令和5年2月20日、Xは株式会社Aに660万円の出資をし、対価として株式会社Aの株式300株を新たに取得した。当該増資により株式会社Aの発行済株式総数は1,000株となり、これ以降、Xが400株、Bが600株を有している。
この時、株式会社Aの総資産額は3,600万円、総負債額は1,400万円であった。
- 5 令和5年3月31日、Xは令和4年分の消費税及び地方消費税の確定申告書を提出したが、納税資金がなく、納付すべき税額1,500万円(法定納期限:令和5年3月31日)が滞納となった。
- 6 令和5年12月1日、Y税務署長はXが保有する株式会社Aの株式400株を差し押さえ、令和6年6月9日に公売を実施したものの、入札はされなかった。
- 7 令和6年6月24日、Y税務署長はXが所有している絵画①(評価額:150万円)を差し押さえた(Xに対して保管を命じている。)
- 8 令和7年3月30日、Xは、株式会社Aの取締役を辞任した。
なお、Xは同社の取締役を辞任した後、新たな事業を始める準備をしているところであり、現在は収入がない。
- 9 令和7年4月5日、Y税務署長は上記6で差し押さえた株式会社Aの株式400株について公売を実施したが、入札はされなかった。
- 10 令和7年4月10日、Y税務署の徴収職員Wは、Xの自宅に臨場して搜索を実施し、次の財産を発見した。
 - (1) 絵画②(評価額:50万円)
 - (2) 賞杯(評価額:5万円)
 - (3) 外国通貨(邦貨換算:60万円)上記財産については、Xからの聴取り等により次の事実が判明している。
 - ・ 絵画②は、Bが画家として創作した作品であるが、公表はされていないものである。
 - ・ 賞杯は、Xが絵画コンクールで最優秀賞を受賞して表彰された際に授与されたものである。
 - ・ 外国通貨は、Xが米国に出張した際に現地で両替えたものである。
- 11 搜索の際、WがXから聴取したところ、次の事実が判明した。
株式会社Aの取締役を辞任するに当たり、令和7年4月15日付けで、次のとおり退職金が支払われること(なお、Xには生計を一にする配偶者及び子1名がいる。)

総支給額	2,740,000円
源泉徴収に係る所得税	60,000円
特別徴収に係る住民税	37,000円
社会保険料	54,000円

- 絵画①は令和7年1月5日に火災により焼失したが、損害保険に加入していたため、Xは保険会社Cから保険金として100万円の支払いを受ける権利を得た(支払日:令和7年4月30日)。
なお、当該保険金の支払請求権については、Xが金融機関Dのために質権を設定しており(質権設定日:令和6年1月15日、被担保債権額:80万円)、Y税務署長は、上記7で絵画①を差し押さえた際に、保険会社Cに対してその旨の通知書を発送し、同通知書は令和6年6月26日に保険会社Cに送達されている。
- 12 Xは、上記の他に差し押さえることができる財産を有していない。
なお、株式会社Aの現在の総資産額は4,300万円、総負債額は2,600万円である。

問1 (15点)

上記7の差押えに基づいてY税務署長が徴収できる金額について、理由を付して答えなさい。

問2 (10点)

上記10においてWが発見したXの財産について、国税徴収法第75条に規定される差押禁止財産に当たる財産を示し、当該財産の差押えが禁止される趣旨を説明しなさい。

なお、各財産はXに帰属するものとする。

問3 (10点)

令和7年4月15日に株式会社AからXに対して支払われる退職金について、Y税務署長が差し押さえることができる金額を、計算過程を示して答えなさい。

問4 (25点)

Y税務署長がXの国税を徴収するためにとり得る措置(その要件を含む。)及び徴収することができる金額について、その根拠を示して答えなさい。

(注)〔設例〕における財産に対する滞納処分については述べる必要はない。

Z-75-H [第二問] 解答

問1 15

損害保険金等の請求権に対する効力

差押財産が損害保険契約等の目的となっているときは、その差押えの効力は、保険金等の支払いを受ける権利に及ぶ。ただし、損害保険等の目的物を差し押えた旨を保険者等に通知しなければ、その差押えをもって保険者等に對抗できない。

本問では、令和6年6月24日に差押えをした絵画①が令和7年1月5日に火災により焼失したため、差押えの効力はXが保険会社Cから保険金100万円の支払いを受ける権利に及ぶ。また、Y税務署長は差押え時に保険会社Cにその旨の通知をしているため對抗できる。よって、徴収できる金額は100万円である。

問2

差押禁止財産は、(1) 絵画② 及び (2) 賞杯 である。

(1) 絵画② 5

発明又は著作に係るもので、まだ公表していないものの創作を保護することを目的としている。

「未公表のもの」に限られていることから、既に著作物を公表したときは、その著作権等を差し押さえることができる。なお、著作権法では、著作者は、その著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供又は提示する権利（「公表権」という）を有するとされているが、これは、財産権ではないため、差押えはできない。

(2) 賞杯 5

滞納者又はその親族が受けた勲章その他名誉の章票は差押えすることができない。これは、授与された者及びその近親者の名誉を尊重し、精神的生活の安寧を保護しようとすることを目的としている。

問3 10

退職金については、次の①と②に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差押えることができない。

① 控除租税公課

源泉徴収所得税 60,000円＋特別徴収住民税 37,000円＋社会保険料 54,000円＝151,000円

② 3か月分の最低生活費保障額

$(100,000円 + 45,000円 \times 2人) \times 3 = 570,000円$

③ 差押禁止額

①＋②＝721,000円

④ 差押え可能額

$2,740,000円 - 721,000円 = 2,019,000円$

問4

同族会社の第二次納税義務

(1) 成立要件 5

次のすべての要件に該当するときは、同族会社の第二次納税義務が追及できる。

① 滞納者とその者を判定の基礎となる株主又は社員として選定した場合に同族会社に該当する会社の株式又は出資を有すること。

② 上記①の株式又は出資につき次に掲げる理由があること。

イ 再度換価に付してもなお買受人がないこと。

ロ その譲渡につき法律若しくは定款に制限があり、又は株券の発行がないため、譲渡することにつき支障があること。

<TAC>税25 この解答速報の著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

③ その滞納者の財産(上記①の株式又は出資を除く。)につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき国税に不足すると認められること。

本問では、①滞納者Xを判定の基礎となる出資者として選定した場合、株式会社Aは同族会社となる。出資金額の第一位はB(60%)、第二位はX(40%)であり、株式会社Aは同族会社に該当する。②2度公売を実施したが、入札はない。③滞納者には他に財産がなく徴収すべき国税に不足する。よって、要件をみます。

(2) 第二次納税義務者 5

第二次納税義務者は、上記(1)の要件に該当する同族会社である。

本問では、株式会社Aが該当する。

(3) 第二次納税義務の範囲 15

滞納者の有する同族会社の株式又は出資(滞納国税の法定納期限の1年前の日後に取得した同社の株式又は出資)の価額の限度において、滞納国税の第二次納税義務を負う。

本問では、令和5年2月20日の300株の出資が該当する。

① 差引純資産額 4,300万円(総資産額) - 2,600万円(総負債額) = 1,700万円

② 株式の価額

(差引純資産額)		法定納期限の1年前の日後に取 得した株式		
1,700万円	×	300株	=	510万円
1,000株				

よって、徴収可能額は510万円である。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

●合否のポイント

今年の本試験問題は、全体として「基本レベル～標準レベル」だったと言える。また、昨年よりも、少なめの問題量だったため、時間との闘いにはさほど苦戦を強いられることはなかったであろう。

第一問の間1は、個別理論問題であり、通常の講義で重要性を強調していた「交付要求・参加差押の効力」に関する問題、数年ぶりに出題された「換価」に関する問題と解きやすい内容だった。よって、確実に得点することが必須である。一方、「(申請)換価の猶予における申請書の補正等」は盲点を突いた問題であったため、確実に得点をするのは困難であったと思われる。

問2は、予想していたとおり、「相続」に関する論点が出題された。(1)については、「相続人の権利の尊重」「相続があった場合の差押換えの請求」が解答の軸となるが、前者の「趣旨」については、基本テキストなどに記載してあった内容を「ある程度」記述できていれば十分であると思われる。

一方、(2)については、「納付義務の承継」「法定相続分の判定」及び「承継税額の算定」といった典型論点、そして、初の論点として「納付責任額の算定」が出題された。もっとも、これらは通常の講義でも説明をし、また、「テキストの設例」「合格情報補助問題(答練)」においても出題などしてきたので、確実に得点をしてほしいところである。このような意味から、高得点が要求され、言うまでもないが、基本論点での失点は致命傷となるだろう。

第二問は、「差押えの効力」「絶対的差押禁止財産(退職金の差押禁止額の算定を含む)」といった論点を踏まえ、またも「第二次納税義務」の事例問題が出題された。

全体として、「標準レベルの問題」であるが、「絶対的差押禁止財産」の「趣旨」なお随所に解答しづらい問題も出題されていたため、この点については「部分点狙い」での勝負になると予想される。

「第二次納税義務」＝「同族会社の第二次納税義務」については、講義でその出題可能性を示唆し、また、答練でも「事例問題」で出題したため、やはり、高得点が要求されると思われる。

とにかく、今年は「第一問」及び「第二問」ともにケアレスミスは許されず、確実に得点を確保することが、合格への絶対条件となるだろう。

●合格ライン

〔第一問〕

予想配点による配点で30～34点が合格ラインになると思われる。

〔第二問〕

予想配点による配点で50～56点が合格ラインになると思われる。

合計得点でのボーダーラインは、予想配点による採点で80点、90点が合格確定と考えられる。

●税理士試験後の受験プランニング

TAC 配点での得点	答練等での成績	次年度のコース選択案
80点以上	—	次の科目に進みましょう。
65点～80点	平均点以上	次の科目に進むことをおすすめします。なお、不安な方は「基礎マスター＋上級コース」で実力維持も図りましょう。
	平均点未満	「基礎マスター＋上級コース」で基本項目の再確認を行いましょ。
65点以下	—	「基礎マスター＋上級コース」で基本項目の再確認を行いましょ。



夏の税理士オンライン特別セミナー

～簿記・財表・法人・所得・相続・消費～ 科目別攻略 Zoom セミナー

要予約

※各セミナー
先着400名まで

Zoomでライブ配信！



ご予約はこちら

税理士試験は科目ごとに出題傾向が大きく異なるため、TACでは科目別に「合格戦略」を立てて教材・カリキュラムを制作し、講義を展開しています。当Zoomセミナーでは、簿記・財表・法人・所得・相続・消費の6科目について、各科目の学習内容、試験傾向、学習上のポイント等を担当講師が解説するとともに、8月・9月に開講する各コースについてご案内します。また、セミナー終了後には、ZoomのQ&A機能を使用した質疑応答も行います。当セミナーで疑問や不安を解消して、スムーズに学習をスタートさせましょう！

セミナー内容

- 科目の特徴(学習内容・試験傾向・学習上のポイント)
- 8月・9月入学コースの紹介
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- はじめて該当科目を学習される方
- 科目選択や受講するコースをお悩みの方
- 該当科目の学習にあたって疑問や不安をお持ちの方

●開催日時及び担当講師

簿記論	財務諸表論	法人税法
8/16 (土) 10:00～11:00	8/19 (火) 19:30～20:30	8/22 (金) 19:30～20:30
河井 翔太 講師	渡辺 俊宏 講師	松田 好孝 講師
所得税法	相続税法	消費税法
8/18 (月) 19:30～20:30	8/24 (日) 10:00～11:00	8/21 (木) 19:30～20:30
内山 隆一 講師	阿部 史生 講師	秋山 和人 講師

※質疑応答の状況によっては、セミナー時間を30分程度延長する場合があります。

～酒税・固定・事業・住民・国徴～ ミニ税法徹底比較！

TAC 税理士講座

ホームページで配信！

ご視聴はこちら



ミニ税法(酒税法・固定資産税・事業税・住民税・国税徴収法)は、試験科目の中でも比較的学習ボリュームが少ない科目です。当セミナーでは、各科目の学習内容や試験傾向、学習上のポイントを解説し、徹底比較します。科目選択で迷われている方は必見です！

セミナー内容

- ミニ税法5科目のオススメポイント
- 科目選択の判断方法

こんな方に オススメ

- 9月からミニ税法の学習を検討されている方
- 科目選択で迷われている方

セミナー担当講師

TAC 税理士講座講師
固定資産税

松葉 貴

配信予定: 8/8(金)～



どこよりも早い分析！ この夏の就職市場を斬る！

要予約

※先着400名まで

Zoomでライブ配信！



ご予約はこちら

税理士試験が終わって1週間。今が、会計業界就活最前線です！「この夏の就活にはどんな変化が起こっているのか？」「今からでも間に合う、効果的な対策は？」などについて、夏の就職説明会の最新データから紐解いていきます。他業界に比べて変化の激しい会計業界。最新の情報収集が就職活動の勝負を決めます。今まさに就職活動中の方も、これからという方も、ぜひご覧いただきたい内容です！

セミナー内容

- 2025年の夏の就職説明会の傾向分析
- 今からでも間に合う効果的な対策
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- 最新の会計業界の情報を知りたい方
- これから就職活動を行う際のポイントを知りたい方

セミナー担当

TAC プロフェッションバンク
人材コンサルタント

小倉 亮介

開催日時:

8/14(木) 19:30～20:30



本試験の振り返りが 次のスタートに生きる!

■本試験後の
「受験プランニング」



■令和7年度(第75回)税理士試験
「解答解説会動画」



※要申込※



8/11(月祝)
12:00より
公開予定

\\ さらに //

令和7年度(第75回)税理士試験 受験番号をご報告いただいた方に 下記の特典をプレゼント!

■令和7年度(第75回)税理士試験
「解答への道」

本試験問題の設問ごとの詳しい解説をご確認ください。

■令和7年度(第75回)税理士試験
「本試験分析会動画」

(簿記・財表・法人・所得・相続・消費)

本試験の出題傾向や難易度を分析し、受講生の出来具合を調査した上で合格ライン等について各科目の担当講師が詳しくお伝えします。

■合格者の攻略法を知る!
「科目別合格体験記」

合格を勝ち取った方々の科目別の学習法や攻略法を公開します。
今後の科目選択や学習にお役立てください。



受験番号の
報告はこちら



8/15(金)
より
公開予定

さらに

受験番号報告をいただいた方の中から

抽選で**500名**に「**選べるe-GIFT 5,000円分**」をプレゼント

※報告特典対象者への「選べるe-GIFT」のご案内は、受験番号報告時に入力いただいたメールアドレス宛にご連絡いたします(2025年10月下旬送信予定)。